

# 科目6

## 精神保健福祉の相談支援

---

### 講義1

#### 精神保健福祉法での相談に係る条文の確認

# 科目6 精神保健福祉の相談支援

---

## 到達目標

- 相談支援の目的及び当事者主体の重要性について理解する
- 当事者および家族等と協働しながら相談支援を行うことの意義を理解する
- 必要な支援につながりにくい対象を含め当事者及び家族等への支援方法を理解する
- 事例をもとに、精神保健に関する複合的な課題を抱える住民の相談支援に対応できるよう、多職種連携及び他機関連携における相談支援に必要な技術を理解する

# 1) 精神保健福祉法

---

第46条、47条、49条

# 精神保健福祉法 第46条

## (精神障害者等に対する包括的支援の確保)

この節に定める相談及び援助は、精神障害の有無及びその程度にかかわらず、地域の実情に応じて、精神障害者等(精神障害者及び日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱えるもの(精神障害者を除く。))として厚生労働省令で定める者をいう。以下同じ。)の心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として、行わなければならない。

# 精神保健福祉法第46条の厚生労働省令で定める者とは

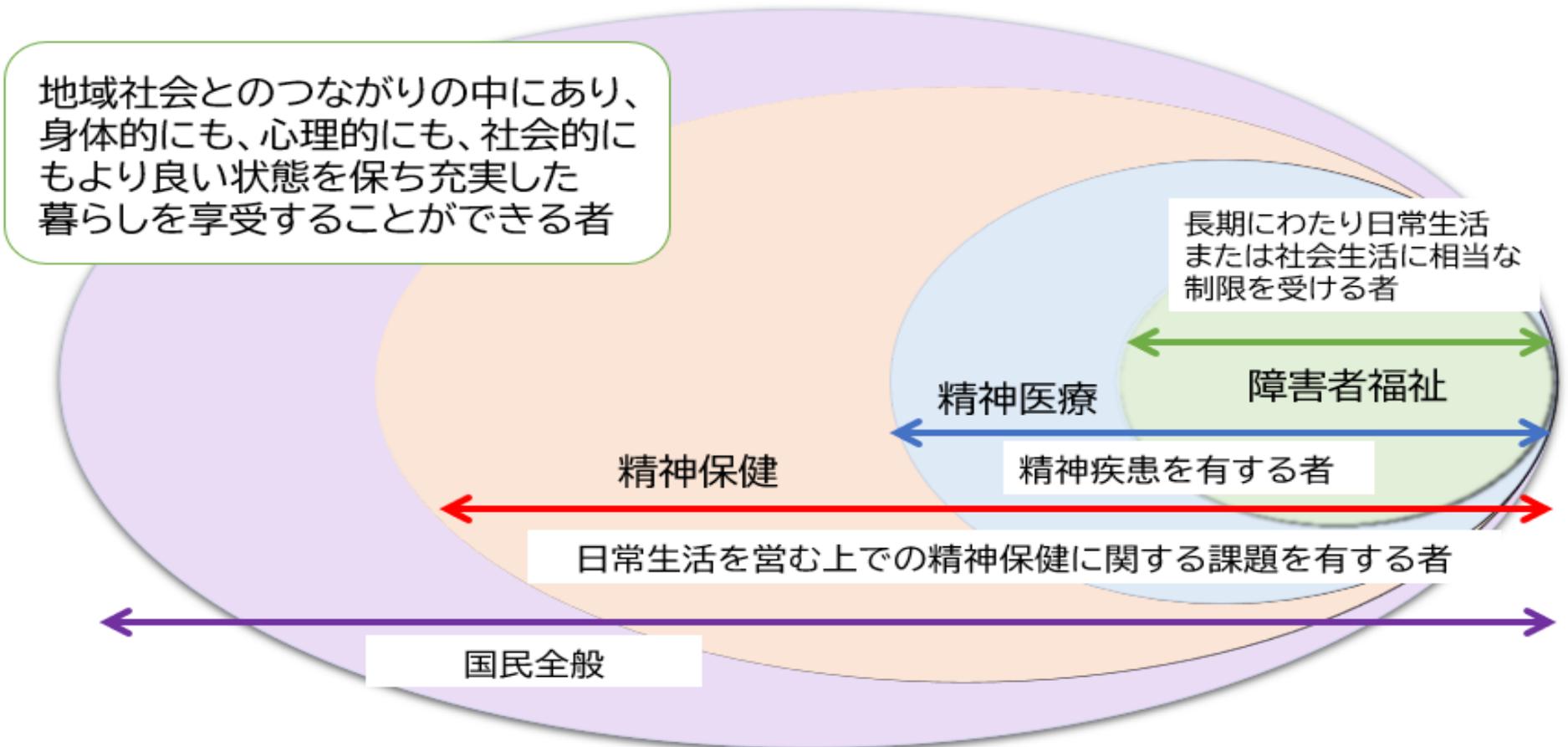
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」(令和5年厚生労働省令第144号)

## 第31条

「法第46条の厚生労働省令で定める者は、保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活に係る精神保健に関する課題を抱える者とする。」

# 相談支援の対象 (精神保健福祉法第46条:相談及び援助)

都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について精神障害者のほか、医療、福祉、住まい、就労その他の日常生活に係る精神保健に課題を抱える者も対象となった。



# 精神保健福祉法 第47条

## (相談及び援助)

都道府県、保健所を設置する市又は特別区は、必要に応じて(中略)精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じさせ、及びこれらの者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助を行なわせなければならない。

2 (略)

# 精神保健福祉法 第47条

## (相談及び援助)

- 3 **市町村**(保健所を設置する市を除く。)は前2項の規定により都道府県が行う精神障害者に関する事務に必要な**協力**をするとともに、必要に応じて、**精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行なわなければならない。**
- 4 市町村は、・・・必要に応じて、**精神保健に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ・・・必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。**

# 精神保健福祉法 第47条

## (相談及び援助)

- 5 都道府県及び市町村は、精神保健に関し、第46条の厚生労働省令で定める者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことができる。
- 6 市町村、精神保健福祉センター及び保健所は、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者等及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、又はこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うに当たっては、相互に、及び福祉事務所その他の関係行政機関と密接な連携を図るよう努めなければならない。

# 精神保健福祉法 第49条

## (事業の利用の調整等)

市町村は、精神障害者から求めがあったときは、(中略)当該精神障害者が最も適切な障害福祉サービス事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。この場合において、市町村は、当該事務を一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者に委託することができる。

- 2 市町村は障害福祉サービス事業利用についてあつせん又は調整、障害者の利用について要請を行う。
- 3 都道府県は市町村が行うあつせん、調整等に対して保健所による技術的事項の協力、市町村間の連絡調整を行う。

## 2) 保健所及び市町村における 精神保健福祉業務運営要領 (令和5年11月27日障発1127第9号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

---

相談支援業務について(抜粋)

# 保健所と市町村の相談支援

	保健所の場合 「第1部保健所 第3業務 2相談支援」から抜粋	市町村の場合 「第2部市町村 第3業務 1相談支援」から抜粋
対象概要	<p>(1) 相談内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心の健康に関する相談</li> <li>・精神医療の新規受診や受診継続に関する相談</li> <li>・思春期・青年期・高齢期等のライフステージごとのメンタルヘルス及び精神疾患の課題</li> <li>・それらを背景とした自殺に関連する相談</li> <li>・家庭内暴力、ひきこもりの相談</li> <li>・アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症等、精神障害者等及びその家族等からの相談</li> </ul>	<p>(2) 相談支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心の健康に関する相談</li> <li>・ライフステージごとのメンタルヘルスの課題(※)</li> <li>・地域移行・地域定着等の精神保健及び精神障害者福祉に関する内容への相談</li> <li>・精神障害者等及びその家族等からの希望に応じ、必要な情報提供を行う</li> </ul> <p>※「(1)相談支援体制の整備」から 精神保健上の課題は、母子保健・子育て支援、高齢・介護、認知症対策、配偶者等からの暴力(DV)、自殺対策、虐待(児童、高齢者、障害者)、生活困窮者支援・生活保護等の各分野において、ライフステージを通じ、広く身近な課題として顕在化している状況にある。</p>
備考	<p>市町村における一次的な相談では対応が困難なケースに対して専門的な支援を行うこと。</p> <p>円滑な支援のために、日頃から市町村、医療機関、訪問看護ステーション、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所等の管内の関係機関と密に連携を図ること。</p>	<p>第1 地域精神保健福祉における市町村の役割から</p> <p>住民の身近な行政機関として、心の健康づくり、精神保健相談及び精神障害者等の福祉サービスの提供等の業務を地域の実情に応じて包括的に行う</p>

# 保健所と市町村の相談支援

	保健所の場合 「第1部保健所 第3業務 2相談支援 (2)実施方法」 から抜粋	市町村の場合 「第2部市町村 第3業務 1相談支援 (2)相談支援の実施、(3)相談支援の方法」から抜粋
相談支援の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話、メール、面接、訪問等により行うものとし、相談者のニーズや状態に応じて、ピアサポーター等の活用(※1)も含め、適切に相談実施の方法を選択する</li> <li>・当人が自ら相談窓口で相談することに心理的なハードルを感じる者等は、保健所や精神保健福祉センターとの連携下で、多職種によるアウトリーチ支援等を実施する</li> <li>・聴覚障害者等の相談には手話通訳者の配置等合理的な配慮をすること</li> </ul> <p>(※1)ピアサポーター等の活用は保健所に記載あり</p>	
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所長が必要と認める場合は、<b>危機介入的な訪問等</b>を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>市町村の規模や地域の社会資源の状況等差異が大きい(庁内の支援、連携体制)(※2)</b></li> <li>・<b>重層的支援体制整備事業の実施の有無</b></li> </ul>

(※2)保健所及び市町村による業務運営要領に記載されてはいないが、市町村の規模により体制は異なる

# 3) 障害者総合支援法

---

## 第2条

## 第2条の2

### (市町村等の責務)

障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

# 講義1 まとめ

---

- 精神障害者等に対する相談支援は、心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを目的とする。
- 精神保健福祉法第46条、47条及び49条が、都道府県、市町村、保健所、精神保健福祉センターが行う相談及び援助活動の法的根拠となり、さらに、保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領により、具体的な活動の方針が示されている。

ご視聴ありがとうございました。

---

続いて、

【講義2】相談支援の基本  
の動画をご覧ください。